

改正点を網羅的に理解したい人のための 第三次改正中国商標法解説

Chikako Mori & Kan Touei



第8回の本稿では、商標権侵害および救済に関連する規定のうち、68～71条を取り上げる。68条は商標代理機構の不正に関する行為の処罰について新設された規定である。報道等から得た内容を基に、同条と関連のある事件についても紹介する。



1. はじめに

今回は、商標権侵害および救済に関連する残りの規定の中から商標代理機構や国家職員の不正な行為に対する処罰について規定した68～71条について取り上げる。なかでも商標代理機構の不正な行為に対する処罰規定である68条について誌面を割く。

中国では、特許・実用新案・意匠に関しては日本の弁理士資格制度のように専利代理人の資格制度があるが、現在のところ、商標に関しては代理人制度がなく、行政機関より許可を得た商標代理機構（商標に関する代理事務所のこと）が企業や個人などから委任を受けて手続きする制度になっており、日本とは異なる。

中国における商標の出願・登録等の諸手続きは、依頼人が在外者の場合、中国国内の商標代理機構を通じて行わなければならないという規定があり（商標法18条2項）、日本企業が中国において商標登録手続き等を行う際には中国の商標代理機構を通さなければならない。

2. 改正商標法68条

「商標代理機構が次に掲げる行為の一つを行う場合、工商行政管理部門は指定期間内に是正を命じ、警告をし、1万人民元以上10万人民元以下の罰金を科す。直接的に責任を負う主管者およびその他の直接的に責任を負う者に警告をし、5000人民元以上5万人民元以下の罰金を科す。犯罪行為に該当する場合、法に基づいてその刑事責任を追及する。

- (1) 商標代理事務を取り扱う場合、法律書類、印鑑、署名を偽造または改竄し、偽造または改竄した法律書類、印鑑、署名を使用する場合
- (2) 他の商標代理機構の名誉を害する手段によって商標代理業務を取得し、またはその他の不正な手段により商標代理市場の秩序を攪乱すること
- (3) 本法19条3項、4項の規定に違反すること

商標代理機構が前項に規定された行為を行った場合、工商行政管理部門が

それを信用包袋に記入する。状況が深刻である場合、商標局、商標評審委員会はその商標の代理業務の停止を決定することができ、かつ公告する。

商標代理機構は誠実信用の原則に違反し、依頼人の利益を害する場合、法に基づいて民事責任を負い、かつ商標代理業界組織は規約の規定に基づいて懲戒する」

● 改正前

改正前は、国家工商行政管理総局令第50号商標管理規則（以下、50号管理規則）や商標代理業界組織（中国に存在する唯一の公式な組織は中華商標協会〈CTA〉である）内の会則等に基づいて処理されていた事項が、商標代理機構の不正な行為を有効的に抑制・防止し、商標代理機構におけるサービスの質向上などを目的として商標法に規定されることになった。

50号管理規則は、國務院より記録され、国家工商行政管理総局より「国家工商行政管理総局令」として公布された規章であり、法律、行政規則、地方規則に比べてその効力は弱い。

50号管理規則13条は、以下のよう
に規定している。

「商標代理機構が次に掲げる行為の
一つを行う場合、所在地または行為地
にある県以上の工商管理部門より警告
を行い、1万人民元以下の罰金を科す。
違法収入があった場合、違法収入の額
の3倍の罰金を科す。ただし、最高罰
金額は3万人民元を超えない。

- (1) 第三者と結託し、委任者の合法的な利益を損なうこと
- (2) 本令5条、7条に違反すること
- (3) 国家および社会の公共利益または他の商標代理組織の合法的な利益を損なうこと
- (4) その他の非合法活動を行うこと」

また、50号管理規則14条は、以下
のように規定している。

「商標代理人が次に掲げる行為の一
つを行う場合、所在地または行為地
にある県以上の工商管理部門より警告
を行い、1万人民元以下の罰金を科す。

- (1) 商標代理機構の名義ではなく、
商標代理人の個人名義で商標代
理の委任を受け、委任者から費
用または財物を受け取ること
- (2) 事実を隠し、偽造証拠の提供ま
たは他人に脅威を与え、指導す
ることで他人に事実を隠蔽させ、
偽造証拠を提供させること
- (3) 本令10条、11条、12条に違反す
ること
- (4) その他の違法行為を行うこと」

改正前は、規章等の規定であったた
め、行政部門が商標代理機構または商
標代理人の不正な行為に対して積極的
に処罰するケースは少なく、委任者の
利益を損なうような事件が起きること
も珍しくなかった。

商標法への昇格に加え、商標代理機
構への最高罰金額を3万人民元から
10万人民元まで引き上げ、さらに直
接的に責任を負う主管者に加え、直接
的に責任を負う個人への罰金を科し、
刑事責任の追及を規定に追加すること
によって、より厳罰に処することが可能
となった。

商標法68条は罰金や刑事責任につ
いて規定しているが、被害に遭った企
業や個人は、商標代理機構に対して契
約違反等で民事的責任を追及すること
が可能な場合がある。

なお、次ページでは実際に問題となっ
た事件を紹介するが、商標代理人制度
のない中国において、特に商標代理機
構の選択は慎重に行う必要があろう。

● 改正商標法68条1項

同項では、商標代理機構の不正な行
為について類型化し、刑事罰を負う者
および刑事罰の内容について、以下の
とおり明確化した。

- (1) は法律書類等の改竄であり、
- (2) は他の事務所の名誉を害する手段
で代理業務を取得等する行為を指して
いる。なお、(3) は50号管理規則に
はない類型である。

また、19条では、「商標代理機構は、
委任者の出願商標が本法15条および
32条に規定された状況に属すること
を知って、あるいは知るはずであった
場合、その委任を引き受けてはならな
い」(3項)、もしくは「商標代理機構
は、自身の代理している業務に関する
商標出願を除き、その他の商標を自ら
の名義で出願してはならない」(4項)
に違反した場合、刑事罰の適用がある
ことを規定した。

商標法15条は、代理人による不正
登録、32条は他人の一定の影響のある
商標の登録禁止の規定である。

商標代理機構の違法行為の法的責任
については、改正商標法68条に加え、
实施条例第9章「商標代理」の88～
91条に詳細な規定がある。

● 改正商標法实施条例88条

「下記の行為は、商標法68条1項2
号に定めるその他の不正な手段により
商標代理市場の秩序を攪乱する行為に
該当する。

- (1) 詐欺、虚偽宣伝、誤解を招き、
または商業賄賂等の方法をもっ
て業務を誘致する行為
- (2) 事実を隠蔽して虚偽の証拠を提
供し、または、他人に対して事
実の隠蔽、虚偽の証拠の提供を
脅迫、誘導する行為
- (3) 同一商標事件において、利益が
相反する両当事者から委任を受
ける行為」

● 改正商標法实施条例89条

「商標代理機構は、商標法68条の行為があったときは、行為者の所在地または行為地の県以上の工商行政管理部门より調査・処理し、かつ調査・処理の状況を商標局に対して通告する」

● 改正商標法实施条例90条

「商標局、商標評審委員会は、商標法68条の規定に従って商標代理機構が取り扱った代理業務の受理を停止する場合、6カ月以上から無期限に当該商標代理機構の代理業務の受理停止を決定できる。代理業務受理停止期間が満了するときは、商標局、商標評審委員会は、受理を再開しなければならない。

商標局、商標評審委員会は、商標代理業務の受理停止もしくは受理再開の決定を下したときは、そのウェブサイトで公告しなければならない」

● 改正商標法实施条例91条

「工商行政管理部门は、商標代理業界組織に対する監督と指導を強化しなければならない」

3. 商標代理機構の違反事件

・中国商標局が行っていない事務を宣伝に使用した事件

「代理契約書は計3部作成し、1部を顧客が、1部を商標代理機構が保管し、残りの1部を商標局に渡す」という内容の宣伝行為が、虚偽の宣伝に当たるとされた（商標局は代理契約書を保管しない）。

・虚偽の登録率を宣伝に使用した事件

商標代理機構が「登録率98%」という宣伝文句を広告に使用したが、登録率が100%に近いと思わせるような誤解を招く宣伝であったこと、また、実際には98%ではなかったことから違法性が問われた。

・虚偽の出願予定情報を使用した事件

実際には、A社の企業名と同一の商標を第三者が出願しようとしている事実はないにもかかわらず、A社から商標出願の依頼を得ようとして「(第三者による)出願予定がある」と虚偽の事実をFAXや電話でA社に連絡した。

本事件では、上海工商行政機構が商標代理機構に対して18万人民元の罰金を科した。

・官庁の指定を得たという虚偽事実を宣伝に使用した事件

ある企業が、自社の営業書類の冒頭に事実とは異なる「国家工商行政管理総局より指定された商標代理機構」という文字を入れ、ホームページ上にも「本社は国家工商行政管理総局に指定された商標代理機構である」と掲載し、宣伝を行った。

本事件では、実際に指定を受けていないにもかかわらず、指定を受けたかのような宣伝行為を行ったことは違法であるとして、北京工商行政機構は20万人民元の罰金を科した。

※前記4つの事件の出典：「青島日報」

2014年12月12日付

4. 改正商標法69条

「商標の登録、管理および再審業務に従事する国家職員は、私情なく公平に法律を執行し、廉潔に自らを律し、職務に忠誠を尽くし、文明的に奉仕しなければならない。

商標局、商標評審委員会ならびに商標登録、管理および再審業務に従事する国家職員は、商標の代理業務および商品の生産活動に従事してはならない」

同条の目的は、商標局職員等の職権乱用等の行為を取り締まることであり、改正前は60条に規定されていた。

なお、国家職員の処罰規定については、商標法の他、「行政機構公務員処罰条例」と「公務員法実施細則」などがある（次ページの70条、71条に同じ）。

「行政機構公務員処罰条例」6条では、国家職員処罰の種類として、「警告、過失としての記録、重大過失としての記録、格下げ、免職、除名」があることを規定している。

また、同条例5条では、「国家職員は法律または規律に違反し、犯罪行為が疑われる場合、司法機関に移送し、刑事責任を追及すべきである」旨が規定されており、「公務員法実施細則」55条では、以下のとおり規定している。

「国家職員は、法律または規律に違反し、責任を負うべき場合、本法に従って処分を科す。規律に違反する情状が軽い場合、批判または説教をした後、処分を免除することができる」

5. 改正商標法70条

「工商行政管理局は、健全な内部監督制度を確立し、商標登録、管理および再審業務を責務とする国家職員による法律および行政法規の執行、ならびに規則の順守についての状況を監督・検査しなければならない」

本条は改正前には61条に規定されていた。

本規定は工商管理总局の内部監督制度に関するものである。商標局は中国本土全体の商標登録、管理を責務とする管理機構であり、商標局より設立される商標評審委員会は商標紛争の解決を責務とする機構である。

商標局と商標評審委員会は国家を代表し職権を行使するとともに、必要な監督と制約を受ける。

6. 改正商標法71条

「商標登録、管理および再審業務に従事する国家職員が、職務を怠り、職権を乱用し、私情にとらわれて不正行為を行い、商標の登録、管理および再審を違法に処理し、当事者から財物を受け取り、不正な利益をむさぼり、犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及する。なお、犯罪を構成しない場合、法により処分を科す」

改正前は、犯罪とならない場合は「行政処分を行う」とされていた。行政処分は、「公務員法」「行政機構公務員処罰条例」および「公務員法実施細則」

の規定に従い、行政主体は調査後、強制的に処分を行うことができる。

行政処分を受けた者は、「公務員法」90条および「行政機構公務員処罰条例」48条により、元の処理機関への再審査と人事処理決定機関の上級機関への不服申立ての権利がある。

本条に関連する規定として、刑法385条の「収賄罪」や397条の「職務乱用罪」「職務懈怠罪」がある。

● 収賄罪（刑法385条）

「国家職員が職務上の便宜を利用して、他人の財物を要求する。または不法に他人の財物を受け取り、他人の利益を得る行為が収賄罪に当たる。

国家職員が経済取引の中で国の規定に違反し、各種の名目でリベートや手数料を受け取り、個人の所有に帰属させる行為が収賄罪と見なされる」

● 職務乱用罪／職務懈怠罪収賄罪

（刑法397条）

「国家職員が職権を乱用し、職務を懈怠し、国家および人民の利益に重大

な損害を被らせた場合、3年以下の有期徒刑もしくは拘留に処する。情状が特にひどい場合、3年以上7年以下の有期徒刑に処する。本法は別の規定がある場合、その他の規定に従う。

国家職員が私情にとらわれて不正行為を行い、前項の犯罪を犯した場合、5年以下の有期徒刑もしくは拘留に処する。情状が特にひどい場合、5年以上10年以下の有期徒刑に処する。本法は別の規定がある場合、その他の規定に従う」

7. おわりに

今回は、改正商標法68条の代理人に対する刑罰の規定および、国家職員に対する刑罰に関する規定の70～71条について紹介した。

次回（9月号）は、今回取り上げた規定以外の商標権侵害および救済について紹介する予定である。

森 智香子 Sun East知的財産事務所 所長・弁理士

早稲田大学非常勤講師。平成27年度日本弁理士会商標委員会委員。中国で「日本商標法実務」を出版。「発明」「知財管理」「China IP」等における執筆多数。発明協会から「中国デザイン関連法」を出版。WIPOのマドリッドワーキンググループにオブザーバーとして参加するなど、国際的に活躍している。

【連絡先】〒140-0061 東京都中央区銀座2-12-3 ライトビル5F info@suneast-ip.com

韓 登營 (Kan Touei) チャイナ(華夏)正合知識産権代理事務所所長／中国弁理士／工学博士
長年にわたり、特許および意匠出願業務に携わり、数多くの侵害事件、無効審判事件および、審決取消訴訟事件の代理人として活躍している。特に、「小型二輪車」意匠権審決取消訴訟二審逆転勝訴事件は、中国意匠審査基準に影響を与えたとして高く評価されている。

【連絡先】〒100044 中国北京市西城区西直門外大街1号院西環廣場2号楼17階C5室
TEL(86)10-5830-1655 (代表) http://www.czipa.com